

青森県報

第二千百九十号

平成十五年六月二十三日(月曜日)

目次

規 則

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………(労政・能力) 一

告 示

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経 理 課) 三

公 告

青森県林業改良指導員資格試験の施行……………(林 政 課) 四

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任……………(中 南 地 方 農 林 水 産 事 務 所) 六

右 同……………(同) 六

土地改良区の役員就任……………(三 戸 地 方 農 林 水 産 事 務 所) 七

土地改良区の役員就任及び退任……………(同) 七

規 則

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年六月二十三日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

青森県規則第五十八号

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

青森県職業訓練手当支給規則(昭和四十一年十月青森県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条第二号」を「第十八条第二号」に、「第八号の二」を「第八号の三」に、「第十三号」を「第十二号」に、「並びに同令附則第二条第一項第二号」を「同令附則第二条第一項第二号並びに同令附則第七条第一項第二号」に改める。

第三条第一項第二号中「地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第二十三号)第二十一条に規定する職業紹介活動」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第二十五条第一項に規定する広域職業紹介活動」に改め、同項第六号中「第一条第一項第八号イ(1)」を「第一条第一項第七号イ(1)」に改め、同項第七号中「(児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センター)により知的障害者と判定された者をいう。」を削り、同項第八号中「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)第一条に規定する障害者」を「障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第六号に規定する精神障害者」に改め、同項第九号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「第一条第一項第八号イ(4)」を「第一条第一項第七号イ(4)」に改め、同項第十五号中「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律(平成十三年

法律第三十五号)第一条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(「又は特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則」を「若しくは特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令(平成十三年厚生労働省令第百二十九号)第一条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則」に改め、「受けている者」の下に「又は雇用対策法施行規則附則第八条若しくは第九条の規定による石炭鉱業離職者求職手帳の発給を受けている者」を加え、同号を同項第十六号とし、同項中第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号)第三条第二項に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して五年を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であつてその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子及び孫が北朝鮮内にとどまつていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

第三条第二項中「第一条第一項第八号イ⁽²⁾」を「第一条第一項第七号イ⁽²⁾」に改める。

第四条第三項中「三千五百四十円」を「三千五百三十円」に改める。

第五条中「特定職種受講手当」を削る。

第六条第二項中「六百円」を「五百円」に改める。

第六条の二を削り、第六条の三を第六条の二とする。

第八条第一項ただし書中「第八号の二」を「第八号の三」に改め、同条第二項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第九条中「第十三条」を「第十八条」に改める。

別表第一を削る。

別表第一中「三、九四〇円」を「三、九三〇円」に、「三、五四〇円」を「三、五三〇円」に改め、同表を別表とする。

第三号様式中

対 照 表	職 業 訓 練 手 当	口	口	口	口	口	口
		数	数	数	数	数	数
職 業 訓 練 手 当	職 業 訓 練 手 当	口	口	口	口	口	口
		数	数	数	数	数	数
職 業 訓 練 手 当	職 業 訓 練 手 当	口	口	口	口	口	口
		数	数	数	数	数	数

を

対 照 表	職 業 訓 練 手 当	口	口	口	口	口	口
		数	数	数	数	数	数
職 業 訓 練 手 当	職 業 訓 練 手 当	口	口	口	口	口	口
		数	数	数	数	数	数
職 業 訓 練 手 当	職 業 訓 練 手 当	口	口	口	口	口	口
		数	数	数	数	数	数

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 平成十五年四月一日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に青森県職業訓練手当支給規則第四条第一項に規定する職業訓練を受けた者に対して支給する同年六月分の基本手当の額は、改正後の青森県職業訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)(第四条の規定にかかわらず、青森県職業訓練手当支給規則第四条の規定により算定される基本手当の額から、同年四月一日から施行日の前日までの間に改正前の青森県職業訓練手当支給規則第四条の規定により算定した基本手当の額から同年四月一日から施行日の前日までの間に改正後の規則第四条の規定により算定した場合の基本手当の額を減じた額に相当する額を減じた額とする。
- 平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に青森県職業訓練手当支給規則第四条第一項に規定する職業訓練を受けた者に対して支給する同年六月分の受講手当の額は、改正後の規則第六条の規定にかかわらず、青森県職業訓練手当支給規則第六条の規定により算定される受講手当の額から、同年五月一日から施行日の前日ま

での間について改正前の青森県職業訓練手当支給規則第六条の規定により算定した受講手当の額から同年五月一日から施行日の前日までの間について改正後の規則第六条の規定により算定した場合の受講手当の額を減じた額（以下「差額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、差額が青森県職業訓練手当支給規則第六条の規定により算定される受講手当の額以上となるときは、受講手当は支給しない。

告 示

青森県告示第四百三十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十五年七月一日から施行する。

平成十五年六月二十三日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

第一号の表中

弘前市農業協同組合	弘前市大字城東北四丁目
弘前市農業協同組合弘前支店	弘前市大字徒町
弘前市農業協同組合藤代支店	弘前市大字浜の町西三丁目
弘前市農業協同組合三世寺支店	弘前市大字三世寺
弘前市農業協同組合船沢支店	弘前市大字折笠
弘前市農業協同組合高杉支店	弘前市大字高杉
弘前市農業協同組合北地区支店	弘前市大字鬼沢
弘前市農業協同組合十腰内支店	弘前市大字十面沢
弘前市農業協同組合新和支店	弘前市大字種市
弘前市農業協同組合和徳支店	弘前市大字撫牛子
弘前市農業協同組合養正支店	弘前市大字清野袋
弘前市農業協同組合外崎支店	弘前市大字豊田
弘前市農業協同組合堀越支店	弘前市大字門外四丁目

を

弘前市農業協同組合薬師堂支店	弘前市大字薬師堂
弘前市農業協同組合東地区支店	弘前市大字小栗山
弘前市農業協同組合千年第一支店	弘前市大字狼森
弘前市農業協同組合南地区支店	弘前市大字悪戸
弘前市農業協同組合東目屋支店	弘前市大字黒土
弘前市農業協同組合三和支店	弘前市大字三和
弘前市農業協同組合中央地区支店	弘前市大字城東北四丁目
弘前市農業協同組合西地区支店	弘前市大字町田
つがる弘前農業協同組合	弘前市大字城東北四丁目
つがる弘前農業協同組合弘前支店	弘前市大字徒町
つがる弘前農業協同組合藤代支店	弘前市大字浜の町西三丁目
つがる弘前農業協同組合三世寺支店	弘前市大字三世寺
つがる弘前農業協同組合船沢支店	弘前市大字折笠
つがる弘前農業協同組合高杉支店	弘前市大字高杉
つがる弘前農業協同組合弘前北支店	弘前市大字鬼沢
つがる弘前農業協同組合十腰内支店	弘前市大字十面沢
つがる弘前農業協同組合新和支店	弘前市大字種市
つがる弘前農業協同組合三和支店	弘前市大字三和
つがる弘前農業協同組合和徳支店	弘前市大字撫牛子二丁目

つがる弘前農業協同組合養正支店	弘前市大字清野袋二丁目
つがる弘前農業協同組合外崎支店	弘前市大字豊田一丁目
つがる弘前農業協同組合堀越支店	弘前市大字門外四丁目
つがる弘前農業協同組合薬師堂支店	弘前市大字薬師堂
つがる弘前農業協同組合弘前東支店	弘前市大字小栗山
つがる弘前農業協同組合千年第一支店	弘前市大字狼森
つがる弘前農業協同組合弘前南支店	弘前市大字恵戸
つがる弘前農業協同組合東目屋支店	弘前市大字黒土
つがる弘前農業協同組合弘前中央支店	弘前市大字城東北四丁目
つがる弘前農業協同組合弘前西支店	弘前市大字町田
つがる弘前農業協同組合岩木支店	中津軽郡岩木町大字五代
つがる弘前農業協同組合鳥井野支店	中津軽郡岩木町大字鳥井野
つがる弘前農業協同組合百沢支店	中津軽郡岩木町大字百沢
つがる弘前農業協同組合駒越支店	弘前市大字藤代
つがる弘前農業協同組合西目屋支店	中津軽郡西目屋村大字田代
つがる弘前農業協同組合藤崎支店	南津軽郡藤崎町大字葛野

に改め、

つがる弘前農業協同組合大鰐支店	南津軽郡大鰐町大字大鰐
つがる弘前農業協同組合長峰支店	南津軽郡大鰐町大字長峰
つがる弘前農業協同組合古懸支店	南津軽郡碓ヶ関村大字古懸
つがる弘前農業協同組合碓ヶ関支店	南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関
岩木町農業協同組合	中津軽郡岩木町大字五代
岩木町農業協同組合駒越支所	弘前市大字藤代
岩木町農業協同組合鳥井野支所	中津軽郡岩木町大字鳥井野
岩木町農業協同組合百沢支所	中津軽郡岩木町大字百沢
西目屋村農業協同組合	中津軽郡西目屋村大字田代
藤崎農業協同組合	南津軽郡藤崎町大字葛野
大鰐町農業協同組合	南津軽郡大鰐町大字大鰐
大鰐町農業協同組合長峰支所	南津軽郡大鰐町大字長峰
碓ヶ関村農業協同組合	南津軽郡碓ヶ関村大字古懸
碓ヶ関村農業協同組合碓ヶ関支所	南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関

及び

を削る。

公 告

青森県林業改良指導員資格試験の施行

平成十五年度青森県林業改良指導員資格試験を次のとおり施行するので、青森県林業改良指導員資格試験に関する条例（昭和三十二年十二月青森県条例第五十五号）第五条の規定により公告する。

平成十五年六月二十三日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 試験の期日及び場所

- 1 期日 平成十五年八月二十八日(火)
- 2 場所 青森市長島一丁目の一

県庁舎西棟四階B会議室

二 受験資格

試験を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(同法第六十九条の二に規定する短期大学(以下「短期大学」という。)を除く。)又は指定教育機関(昭和三十三年二月十五日農林省告示第百二十五号(森林法施行令に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件)による農林水産大臣が指定する教育機関をいう。以下同じ。)のうち林業改良指導員の養成を目的とするもので短期大学を卒業した者と同等以上の学力を有する者を入学の資格とし、かつ、修業年限が二年以上のものであるにおいて、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者のうち当該試験の実施期日から起算して一年以内に卒業する見込みの者

- 2 指定教育機関(短期大学を卒業した者と同等以上の学力を有する者を入学の資格とするものに限り、前号の指定教育機関を除く。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに、当該指定教育機関における修業年限と次の(一)若しくは(二)の職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間(以下「職務従事期間」という。)を通算した期間が二年以上に達するもの
 - (一) 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育
 - (二) 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

- 3 短期大学又は指定教育機関(前二号の指定教育機関を除く。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、職務従事期間が二年以上に達するもの

- 4 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに、職務従事期間が六年以上に達するもの
- 5 前各号に掲げる者と同等以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる

三 試験の方法

- 1 試験は、筆記試験及び口述試験とする。
- 2 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について行い、その項目は次表の上欄に掲げる必須項目及び下欄に掲げる選択項目の中から受験者が選択する一項目とする。

必 須 項 目	選 択 項 目
林業一般(林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎知識)	森林保護 森林機能保全 林 産
普及方法	特用林産 林業機械

- 3 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

四 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添え、これを知事に提出しなければならない。
- 2 履歴書
- 3 最終学校卒業証明書、卒業見込証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書
- 4 二の2、二の3又は二の4に該当する者にあつては、二の2の(一)又は二の2の(二)の職務に従事した期間につき、受験資格を有する者を証明する書類
- 5 受験願書の受付期間及び提出先

- 1 受付期間 平成十五年七月十六日(水)から同月二十五日(金)まで
- 2 提出先 青森市長島一丁目の一(郵便番号〇三〇 八五七〇) 青森県農林水産部林政課

六 受験手数料
受験手数料は、徴収しない。

七 受験票の交付
知事は、受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

八 合格者の公表
知事は、試験施行後一か月以内に試験合格者の氏名を公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。

なお、開示請求があつた場合、合格発表の日から一か月間、科目別得点、総合得点を開示する。

九 その他

1 願書等用紙は、青森県農林水産部林政課へ請求すること。郵便で請求する場合は、長さ二十三センチメートル幅十二センチメートル程度の返信用封筒(九十円)を同封すること。

2 受験者は、試験期日の午前九時十分までに試験場に出頭し、受験票を係員に提示すること。

3 試験に關し不正行為があつた場合には、当該不正行為に關係のある者についてその試験を停止し、又はその合格を無効とする。

4 不明の点は、青森県農林水産部林政課(電話〇一七 七二二 一一一)内線三二八六 企画・普及グループ)に問い合わせること。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、弘前市和徳土地改良区から、次のとおり役員(の就任及び退任)の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年六月二十三日

中南方農林水産事務所長 高 畑 幸

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	小田桐 義文	弘前市大字撫牛子五丁目三の八	平成 一五・四・七 就任
"	阿保 峰雄	" 三丁目一の七	"
"	柴谷 幸一	大字津賀野字宮崎七一	"
"	佐藤 千代春	大字百田字岡本二三の三	"
"	長谷川 謙一	大字向外瀬五丁目五の一	"
"	佐藤 公治	大字清野袋四丁目三の一〇	"
"	三浦 一志	大字悪戸字中野四の一	"
"	加藤 喜代一	大字撫牛子一丁目二の六	一五・四・六 退任
"	阿保 峰雄	" 三丁目一の七	"
"	柴谷 幸一	大字津賀野字宮崎七一	"
"	佐藤 千代春	大字百田字岡本二三の三	"
"	長谷川 謙一	大字向外瀬五丁目五の一	"
"	齋藤 元美	大字清野袋四丁目六の七	"
"	三浦 一志	大字悪戸字中野四の一	"

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、目屋土地改良区から、次のとおり役員(の就任及び退任)の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年六月二十三日

中南方農林水産事務所長 高 畑 幸

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	竹内 健蔵	中津軽郡西目屋村大字田代字神田二八六の二	平成 一五・四・三 就任
"	折戸 嘉七郎	" 九の四	"
"	平田 藤太郎	" 字山科八九	"
"	三上 鉄雄	大字杉ヶ沢字平岡一	"

三浦 芳一	大字田代字神田二五	一〇二	〃
西沢 豊	弘前市大字番館字長田七〇の一	〃	〃
三上 源一郎	〃	〃	〃
三浦 静一	〃	〃	〃
佐々木 康栄	大字中畑字和泉一〇六	〃	〃
三浦 敏雄	大字中畑字旭岡八三	〃	〃
松嶋 市雄	大字中畑字下豊田二八の二	〃	〃
三上 光一	弘前市大字中畑字旭岡六〇	〃	〃
折戸 嘉七郎	中津軽郡西目屋村大字田代字神田二七	五の二	〃
竹内 健蔵	中津軽郡西目屋村大字田代字神田二八	六の二	〃
平田 伊佐市	〃	九の四	〃
三上 鉄雄	〃	〃	〃
三浦 芳一	〃	五九	〃
西沢 豊	〃	一〇二	〃
三上 源一郎	弘前市大字番館字長田七〇の一	〃	〃
佐々木 康栄	〃	〃	〃
嶋野 一雄	大字中畑字下豊田二八の二	〃	〃
江利山 正暢	大字中畑字旭岡八八の二	〃	〃
松嶋 市雄	〃	二八の一	〃
〃	中津軽郡西目屋村大字田代字神田二七	五の一	〃

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、田子町土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年六月二十三日

三戸地方農林水産事務所長 田 中正之

役員別	氏名	住 所	就任の年月日
理事	村木 勉	三戸郡田子町大字相米字細野五の二	平成一五・三・二七
	佐野 進	〃 〃 大字田子字舞手四一	〃

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三戸土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年六月二十三日

三戸地方農林水産事務所長 田 中正之

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	山下 正一	三戸郡三戸町大字貝守字南一ノ渡一〇	平成一五・四・三就任
	坂本 登	南部町大字小向字正寿寺七八	〃
	大村 正一	三戸町大字豊川字久保二の一	〃
	飯豊 勇	大字斗内字柳沢四一	〃
	船場 秀見	大字梅内字村中一〇	〃
	田畑 良一	大字川守田字川代八の一	〃
	石亀 健	大字六日町五〇	〃
	米内口 清見	大字梅内字桐萩二の二	〃
	佐藤 達男	大字斗内字森ノ上三九の	〃
	蛇沼 浩一	大字六日町一九	〃
	高原 陸巳	大字梅内字上野平一の二	〃
	水梨 重二男	大字川守田字南元才一の	〃
	坂本 良一	大字斗内字上別当沢九	〃
	西村 信情	南部町大字赤石字前田三六の一	〃
	松原 一夫	三戸町大字豊川字下村中の一	〃
	山下 義明	〃 大字泉山字中野六の一	〃
	道垣 和男	南部町大字沖田面上村三	〃
	水梨 啓一	三戸町大字斗内字沢田六の一	〃

